



議案第六十一号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正すること
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求めらる。

昭和四十九年五月二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和四十九年五月二日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の次に次の一項を加える。

4 昭和四十九年度に限り、第十五条の規定による期末手当のほか、昭和四十九年四月二十七日に在職する職員に対して、同日から起算して十日をこえない範囲内において管理者が定める日に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して期末手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。